

令和4年度 全国肢体不自由特別支援学校
PTA 連合会会報 第135号 北海道大会特集号



2022 全肢P連 北海道大会

発刊に寄せて

全肢P連「北海道大会」実行委員長
北海道手稲養護学校PTA会長 松田 朝美



令和4年も残り少なくなり、もうじき師走を迎えようとしています。新型コロナウイルスの感染状況は、まだまだ収まる気配はありません。皆様におかれましては、お子さんをはじめ、家族全員が体調管理に気をつけながら日々お過ごしのことと思います。

さて、この度は、第65回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会PTA・校長会合同研究大会を去る8月26日に開催し、このように報告できることを安堵するとともに、協賛していただいた各企業、各ブロックの校長会・PTA教職員の皆様方、昨年度より準備にいそしんでいただいた北海道の各校のPTA・校長先生をはじめとする教職員の皆様方に深く感謝を申し上げます。

第65回大会は、ウェビナー及びZoomによる配信を基本とした開催となりました。分科会では、ブレイクアウトルームに移動し4～5名のリアルタイムな協議を行うことができました。今回の開催を通して感じたことは、遠く離れていても画面を通して、お互いの気持ちを交わすことができるということでした。直接顔を合わさないハンディをICTを駆使しながら皆さんで克服できたのではないかと実感しています。おかげさまで、大会宣言文では、14の具体的項目を掲げ次年度へつないでいくことができました。

最後に来年栃木県で行われる第66回「栃木大会」のご成功を心よりお祈り申し上げ、発刊のご挨拶とさせていただきます。

令和4年11月

目 次

1	発刊挨拶「発刊に寄せて」	1
2	開会式	
	(1) 主催者挨拶	3
	(2) 来賓挨拶	4～6
	(3) 歓迎の挨拶	7
3	基調講演	8～38
4	分科会	
	(1) 第一分科会	39～49
	(2) 第二分科会	50～60
	(3) 第三分科会	61～73
	(4) 第四分科会	74～84
	(5) 第五分科会	85～94
	(6) 第六分科会	95～103
5	会員研修	104～111
6	全体講評	112～117
7	閉会式	
	(1) 大会宣言文	118～120
	(2) 主催者謝辞	121
	(3) 開催地校長挨拶	122
	(4) 次年度開催地校P T A会長挨拶	123

【主催者北海道大会挨拶】

全国肢体不自由特別支援学校
PTA連合会会長 空岡 和代 氏



皆様こんにちは。全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会会長の空岡でございます。
本日はありがとうございます。

こちらの今の天気は曇り。猛暑が続いておりましたが、今日は涼しく過ごしやすい一日となっております。全国に目を向けますと、昨日も岐阜県の川の氾濫がニュースになっていましたように、各地で大雨による被害が出ています。異常気象に見舞われている中ですが、被害に遭われている方々には、心よりお見舞い申し上げます。

いよいよ始まりました北海道大会は、3年ぶりに皆様と同じ時間を共有してのオンライン開催です。この東京のサブ会場には、ご来賓の皆様にもお集まりいただいております。ありがとうございます。お子様の日中の活動の準備をしながら、あるいはお仕事の前に耳を傾けてくださっている方もいらっしゃるかもしれません。それぞれの場所から、内容盛りだくさんの今大会に、楽しんで参加いただければ幸いです。

さて、この北海道大会は、準備の初期段階から実行委員会の皆様が、分科会でのグループワークを目玉にと、こだわって準備をしてくださいました。全国の皆様が、少人数に分かれ対話の時間をもちます。各学校でのPTA活動、学校を取り巻く環境、利用している福祉サービスの実際等々、会員の皆様同士率直な思いを語り合うことこそ、研究大会を意義あるものとし、つないでいくために欠かせない考えるからです。

本日は、教育・医療・福祉・労働の専門家の皆様に、ディスカッションの様子を観て、聞いていただけます。各方面で将来にわたって子供達にかかわる施策を決める際などに、意見を述べられる立場の皆様です。会員の皆様にとっては、保護者の思いを直接知っていただける貴重な機会になります。また、本大会には、多くの校長先生、副校長先生、先生方も参加してくださっています。日頃それぞれの学校で先生方とお話はしますが、広く全国の取組を知る機会はなかなかありません。保護者として視野を広げる機会であると同時に、子供達のために熱心に取り組んでいただいている実際のお話は嬉しく、元気をもらえます。グループ毎に活発な話し合いとなるよう願っています。

コロナ禍、中止せざるを得なかった島根大会から本日のオンライン北海道研究大会まで、確実に前に進んでいます。全国の肢体不自由特別支援学校に携わる先生方、いつも応援して下さる関係各所の皆様、そして何より保護者会員の皆様の思いの強さ、結びつきの強さを感じずにはられません。

本研究大会が、全肢P連の新たな前向きな一歩になるよう、実り多い一日にしていきたいと思います。
よろしく申し上げます。

【来賓挨拶】

文部科学省初等中等教育局視学官
(併)特別支援教育課特別支援教育調査官 菅野 和彦 氏



令和4年度 第65回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会、PTA・校長会合同研究大会北海道開催にあたり、お祝いの言葉を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、PTA連合会をはじめ、各学校におけるPTA活動の自粛や縮小、オンライン開催など、様々な工夫のもと感染拡大防止策を講じながら積極的に活動されていますことに敬意を表します。

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会は、「会員の共同のもと、特別支援教育の諸課題等の実践研究を進めると共に、誰もが自分らしく共に生きる社会づくりへ向けたPTA活動を推進する」という主旨のもと、毎年保護者の皆様や学校長をはじめとした学校関係者が一堂に会し、研究成果の発表や最新の情報を共有し、多大なる成果を上げてこられたと承知しております。また本大会は、北海道・東京での集合と各地域を結ぶICTを活用した新たなハイブリット方式での研究大会として開催されますことに際し、皆様方の工夫にあらためて敬意を表します。

さて、文部科学省では本年3月に「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に関する検討会」報告がまとめられ、障害のある子供達の指導を担う教師の専門性向上に向け、教育委員会、学校、大学等の皆様方に取り組んでいただきたい方向性を示したところです。また、昨年6月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立したことに伴い、学校における医療的ケアのための看護師配置の支援の拡充を行うとともに、小学校等における医療的ケア実施支援資料の作成や、学校への指導・運営体制の強化・充実を図るため、学校教育法施行規則の一部を改正し、医療的ケア看護職員などの支援スタッフの名称、及び職務内容を規定したところです。文部科学省におきましては、引き続き特別支援教育に係る各種施策、及び支援の充実に努めて参ります。

結びに、本大会の開催に際し、計画、準備、運営等にご尽力いただきました関係者の皆様方に感謝申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症による影響の収束を願いつつ、全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会の更なるご発展を心からご祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和4年8月26日 文部科学省初等中等教育局視学官 菅野和彦
本日はおめでとうございます。

【来賓挨拶】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室
障害児支援専門官 鈴木 久也 氏



皆様こんにちは。厚生労働省 障害児支援専門官の鈴木と申します。

令和4年度 第65回 全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会及び校長会合同研究大会北海道大会の開催にあたり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

始めに、この度の豪雨により、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。また、現下の新型コロナウイルス感染症への対策を講じつつ、肢体不自由のあるお子さんの生活を日々支えておられるご家族の皆様、また、常に関わってらっしゃる各関係者の皆様に心から敬意を表します。

さて、日頃からお子様たちの思いを受けとめ、愛情込めて支えておられるご家族の皆様、特別支援学校や地域において支援に携わっている関係者の皆様のご尽力に対し心から敬意を表します。

本大会が学校・家庭・地域が一体となって、特別支援教育の諸課題等の実践研究を進めるとともに、誰もが自分らしく共に生きる社会づくりを目指して行われますことは、大変有意義であり、今大会が盛り多い大会になりますことを心からご期待申し上げます。

厚生労働省としましては、障がいのある方々とご家族を支援するため、近年様々な施策の充実に取り組んで参りました。本年6月には、皆様もご存じかと思いますが、子ども家庭庁の設置法案とともに、児童福祉法の一部改正する法律が成立いたしました。今回の改正では、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担うことを明確化すること。また、障害児入所施設からの移行調整の責任主体を、都道府県及び指定都市として明確化しています。関係者との協議の場を設け、総合的な調整などを行うことが盛り込まれております。引き続き皆様のご意見を十分にお伺いしながら、一つ一つの課題に真摯に向き合い、障害福祉施策の確実な進展に取り組んで参りたいと考えております。引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。

最後になりましたが、今大会開催のために先程空岡会長からもお話しがありました通り、本当にこの準備にご苦労されたことと思いますが、企画から運営までご尽力いただきました北海道大会実行委員長を始め、実行委員会の皆様、全国肢体不自由学校PTA連合会及び校長会の関係者の皆様に厚く敬意を表しますとともに、本日ご参加の皆様のご健勝を祈念致しまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

【来賓挨拶】

北海道教育委員会教育長
倉本 博史 氏



令和4年度第65回全国肢体不自由児特別支援学校PTA連合会およびPTA校長会合同研究会北海道大会が開催されますことを心よりお祝い申し上げます。

また、今大会にご参加の皆様におかれましては、日頃からそれぞれの地域において、肢体不自由児教育の推進と充実のためにご尽力いただきますことに深く敬意を表します。

さて、全国的に特別支援学校や小中学校の特別支援学級に在籍する子どもたちが増加し続けている中、学校は、すべての子どもたちが安心して楽しく通える魅力的な環境であることや、障がいの状態や、特性および心身の発達の段階、一人一人のキャリアの形成など、子どもの発達や学習をとりまく個別の教育的ニーズを把握し、様々な課題を乗り越え、一人一人の可能性を伸ばしていくことが、ますます重要となっています。

この様な中、令和3年1月の中央教育審議会における『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～の答申では、特別な支援を必要とする子どもに対して、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・教育と家庭との一層の連携や、保護者も含めた情報共有や保護者支援のための具体的な連携体制の整備を図ることが求められています。

とりわけ特別支援学校に在籍している肢体不自由のある子どもについては、体の動きの困難さに加え、他の障がいも重複していたり、医療的ケアを必要としていたりすることなど、多様な教育的ニーズがあることから、学校内外の専門家等とも連携しながら指導に当たることが重要とされています。

皆様におかれましては、具体的な連携体制の整備について、各地域それぞれの課題を解決するために特色ある取組を推進されていることと承知しています。

北海道教育委員会といたしましても、ICTを積極的に活用し、子どもの身体の状態に応じた指導や支援の方法について専門的な知見を有する職員による学校間のオンラインも活用した相談体制の充実や、学校の医療的ケア実施に向けた体制整備について指導医が巡回で助言する機会の拡充など、広域な本道において子どもたちがより身近な地域で安心して教育を受けられる体制の整備に努めているところです。

こうした体制整備の取り組みを、子どもの学齢期から社会参加に至るまでの切れ目のない支援へとつなげるためには、各地域が互いの実践の成果を共有し、共に学びあう機会が何より大切です。

そうした中、「肢体不自由のある子どもたち、一人一人の生きる力を育むために、PTA活動はどうあるべきか。～過去からつながる 明日へひろげる 北海道から目指す未来のカタチ～」を研究主題として、本研究大会が開催されることは誠に意義深いことであり、基調講演や分科会協議、会員研修等を通して学校・家庭・地域が相互に情報を共有し、特別支援教育の諸課題等の解決に向け、多くの成果を上げられますことを御期待申し上げます。

結びに、本大会が特別支援教育の実践に資する実りある大会となりますとともに、皆様の益々の御健勝と御活躍を心から祈念申し上げ祝辞といたします。

【歓迎の挨拶】

全肢P連「北海道大会」実行委員長
北海道手稲養護学校PTA会長 松田 朝美



この度は、第65回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会 PTA・校長会合同研究大会「北海道大会」を開催するにあたり、全国のPTA、校長会、学校職員等の皆様からご協力いただき、本日を迎えることができることに心から感謝と歓迎申し上げます。

過去64回実施された大会歴史の中で、諸先輩方が積み重ね培ってきた子どもたちへの思い、それら一つ一つが現在の社会における人権に対する意識、法的な整備、制度や環境の改善に繋がってきたのではないかと思います。全国で力を合わせて、思いを共通にする、一人では弱い立場になりがちな私たちですが、社会に発信していくことで、より良い環境やまわりの理解を得られるよう有意義な機会としてこの大会の意義を重く感じます。

さて、第65回北海道大会は、ウェビナー及びZoomによる配信とハイグレードな開催となります。分科会では、Zoomによりリアルタイムで協議を行うことができますので、それぞれの思いを交流できる場としていきたいと思っております。

どうかこの大会を通じて全国の皆様方が、北海道の地域性を感じながら、一つに繋がっていることに改めて気づき、実りある情報を得て今後の生活をより良いものにしていけることを心から願っております。

【基調講演】

「特別支援教育の動向と肢体不自由教育への期待」

文部科学省初等中等教育局

視学官（併）特別支援教育課特別支援教育調査官 菅野 和彦 氏



文部科学省の菅野と申します。今日は基調講演ということで、各分科会の基盤となるような情報をお伝えしながら、肢体不自由教育の現状について皆様方と一緒に勉強していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、各分科会の発表資料を見させていただきました。本当に全国の各学校の取組が手に取るようにわかります。それぞれの内容には、学校の特色あるいは、地域の特色などが含まれているとともに、コロナ禍において、情報交換の場が少ない状況の中でもありますので、全国の会員同士での活発な協議を期待しています。それでは、約 50 分のお時間を頂戴しておりますので、お付き合いいただきたいと思います。

1. 肢体不自由教育の現状等

それでは私の方から、「特別支援教育の動向と肢体不自由教育への期待」と題してお話しさせていただきます。まず、全国の肢体不自由校の現状ということで数字的なお話しになりますけれども、資料を見ながら聞いていただきたいと思います。

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移

こちらのスライドは「特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移」についてです。肢体不自由に関わる学校は、全国で 354 校となっております。在籍者数が 30,456 人、学級数が 12,114 学級となっております。この中には、単独校いわゆる肢体不自由だけを対象とする学校のほかに、肢体不自由のほかに例えば、知的障害や視覚障害などの障害に対応した学校の人数であることをご理解いただきたいと思います。肢体不自由に目を向けて見ますと、ほぼ横ばいの状況です。義務教育段階の子どもたちが減少している中において、少しずつ減少傾向ではありますが、大きな増減というものは肢体不自由には見られていません。しかし全体的に見てみますと、知的障害を中心として増加傾向の状況かと思っております。

特別支援学校数（障害種別）

次のスライドです。先ほど申しましたように肢体不自由教育を担う特別支援学校は、もともと肢体不自由だけを対象とした特別支援学校と、学校教育法の一部改正により平成 19 年度から複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を対象とする特別支援学校がございます。その内訳は、肢体不自由だけを対象とした特別支援学校は、令和 2 年度の数値で 117 校となっております。一方で、複数障害を対象とした学校は 265 校となっております。過去 10 年との比較になりますが、肢体不自由単独校は平成 22 年度には 142 校ありましたが、令和 2 年度になると 30 校ほど減となっております。一方、複数障害は平成 22 年度で 179 校、令和 2 年度で 265 校ですから、複数障害の学校はかなりの数が増えているということです。このことはメリットもあれば、一方でデメリットもあります。例えば、学校教育だけで申し上げますと、肢体不自由の特別支援学校では、様々な専門性を必要とします。肢体不自由のある子どもたちは身体に障害が

あるということを前提としつつ、知的障害や聴覚障害、視覚障害など様々な障害が重複しているケースがあります。そういう中で、学校の先生方は日々授業をしながら、保護者の皆様方から子どもさんの情報をいただき、家庭の様子をしっかりと受け止めて授業を展開していくわけです。このことは当然、複数障害の特別支援学校も同様であります。特に、肢体不自由学校に必要とされる専門性の確保や研究という点では、どうしても弱まってしまうことが懸念されます。複数障害に対応した特別支援学校では、やはり知的障害の子どもたちが非常に多くなりますので、学校としては知的障害の子どもたちを中心とした教育をする傾向にあり、肢体不自由のお子さんが少ない中で、その専門性をどのように担保するのかということは、大変重要な課題となっていると認識しております。この265という数字を覚えておいていただいて、次のスライドに移ります。

特別支援学校のうち肢体不自由教育校数

そうしますと、単一校(A)の令和2年度の数は117です。先ほど私が申し上げました265という数字は、肢体不自由校だけでなく全ての特別支援学校の数です。そのうち肢体不自由教育を担う学校(C)は235校です。ということは、全国の複数障害種を対象とした学校のほぼ9割近くは、肢体不自由教育を担う特別支援学校であるということがわかります。それだけ肢体不自由教育の裾野が広がっている、あるいは地域で肢体不自由教育が展開していると言えます。ここでご理解いただきたいのは、複数障害種の特別支援学校の多くは肢体不自由を併置しているということです。

複数の障害種を対象とする特別支援学校(肢体不自由)数

その組み合わせを示したのがこのスライドです。例えば、黄色の横軸で示していますが、肢体不自由と知的障害を対象とする学校は147校です。肢体不自由と病弱であれば35校、それから肢体不自由と知的障害・病弱身体虚弱で28校。これらの組み合わせが、多くを占めていることがわかります。

特別支援学校(肢体不自由)における学級別在籍者数の推移

次のスライドですが、こちらは単一障害の学級、いわゆる肢体不自由のみの障害がある子どもの学級と、肢体不自由と他の障害が重複している子どもたちを対象とする学級の割合を示させていただきます。全体としては約30,000人でしたが、肢体不自由特別支援学校においては、単一障害の子どもたちが3,000人で、重複障害の子どもたちが27,000人ということになっています。つまり、重複障害を中心とした学校運営をしていかなければいけないということです。当然、単一障害のある子どもたちへの教育を充実させていくことも重要となりますけれども、重複障害の子どもたちが多いのだということを確認いただければと思います。それからもう一つ、10年の経過において、単一障害の子どもの学級を見ても、10年前は3,866人になっていましたけれども、10年後には3,000人強ですから、子どもの数は減っていることがわかります。また、地域の小学校や中学校、高等学校で学んでいることも考えられます。一方、重複障害の学級は、平成22年度で見ますと約27,000人、令和2年度でも約27,000人ですから変動はないということです。したがって全体的には、大幅な減少ではありませんが、少しずつ減っていることがわかるかと思います。

特別支援学校(肢体不自由)高等部(本科)卒業者の状況

学校教育を終えますと、社会の中で生活する主体となっていきます。その進学先や就労先について全国の数値を示しています。お手元の資料を見るとわかると思いますが、高等部卒業者の令和2年度は約1,800人います。その中で大学等への進学者については38人、教育訓練機関等の入学者は23人の1.3%、就職した生徒は110人で6.1%、社会福祉施設等入所・通所者は1,530人で85%、あとは、その他となっています。

全国的な傾向としては、福祉施設等の利用が多いこと、あるいは様々なサービスの利用が多いことがわかるかと思えます。

これらに関連することについては、第4分科会の福島県立郡山支援学校から、学校卒業後の話題を提供いただいております。キャリア教育は大変重要な内容であり、特に一人一人のキャリア発達を基盤として12年間を見通した取組の発表があるようでございます。参考になると思ったのは、12年間のキャリア発達の姿を保護者の方に提示し、小学部1年生の段階から一緒に考えていく、そのような取組がありました。小学部の入学から高等部卒業までの12年間は長いと思うかも知れませんが、保護者の皆様から話を聞きますと、「あつという間であった」と仰います。本当に貴重な12年間です。どうしてもキャリア教育というのと難しく考えてしまうかも知れませんが、職業教育とか就職とかに関することとイメージするかもしれませんが、小学部の段階ではそういうことではありません。自分でできること、身の回りのこと、あるいは食事でも排泄でも、コミュニケーションでも自分の力を十分に発揮できるよう、そして、それらの中でみんなの役に立つ、自分がしたことが周りに影響したことで嬉しいと感じる。そういう取組もキャリア発達の一つなのだと先生方から説明を受けていると思えます。いずれにしても、一人一人の子どもの能力を最大限に発揮していくために、キャリアの視点からの発表があると思われまます。ぜひ、分科会での議論に期待しております。

2. 医療的ケア関係

続きまして、医療的ケア関係についてデータ等を示しながらお話します。医療的ケアにつきましては、第5分科会千葉県立桜が丘特別支援学校さんから事例が提供されております。医療的ケアにつきましては、皆様方がご存じのとおり特別支援学校におきましては、養護学校時代を含め、約30年が経過しております。当時の文部省におきましては平成10年から厚生労働省にご協力いただきまして、全国10校の養護学校に協力いただき、どのような形で学校の中で医療的ケアを実施できるかということの研究を進めて参りました。その中の一つが千葉県の特別支援学校です。そういう歴史的な背景も含めつつ、ぜひ医療的ケア分科会におきましては、今の課題があることの一方で、これまで積み上げてきた保護者の皆様方のご協力と、教育委員会や学校の体制のもと安心・安全に行ってきたことを踏まえつつ、これからの医療的ケアについて、ぜひ協議していただきたいと思っております。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

それではスライドに戻ります。先ほど挨拶で申し上げましたように、昨年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、その全体像を示したスライドになります。「立法の目的」は見てくださいと思います。次に「基本理念」があります。2番目にあるように、個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目無く行われることを基本にし、教育に係る支援の充実を図っていくというこれらの基本理念は、国、地方公共団体の責務であり、各学校におきましても各学校の責務の中で、拡充を進めていくことです。特に、先ほど特別支援学校におきましては30年という積み重ねがあることをお話しました。しかし一方で、小学校、中学校、高等学校、幼稚園等も含めた教育の場であっても医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍するようになりました。このような状況において包括的に、特別支援学校だけではなくて、小中学校も含めた拡充が望まれているということでございます。

小学校等における医療的ケア実施支援資料

文部科学省におきましては、このスライドにありますように「小学校等における医療的ケア実施支援資料」を作成しました。特に、市区町村教育委員会が設置する小学校や中学校を所管する教育委員会の皆さんの中には、「医療的ケアって何だろう」と、本当にわからない自治体もあります。そのような教育委員会等に対

して特別支援学校が、これまで培ってきた医療的ケアの蓄積を踏まえ、わかりやすく支援資料として整理させていただきました。詳しくはQRコードを示してありますので、ご興味のある方は、ぜひ読んでいただきたいと思います。

学校における新たな支援スタッフの学校教育法施行規則への位置付けについて

それから挨拶でも申し上げましたが、学校教育法施行規則の一部を改正し、医療的ケア看護職員の職名及び職務の内容について法律で位置付けました。これにより、その位置付けを小学校にまず規定をし、そして中学校はそれに準じてください。高等学校も準用されます。そして、特別支援学校においても準用されますということで、全ての学校に医療的ケア看護職員の規定がされたということは、今後の充実に向けた大きな契機になると思っていますところ。文部科学省では、医療的ケア看護職員数も含めた予算を確保し、各学校でしっかりとできるように支援して参ります。

特別支援学校における医療的ケアの現状

続きまして、これは令和3年7月に出たばかりの公表データでございます。こちらは令和3年度の「特別支援学校における医療的ケアの現状」です。小学部、中学部、高等部となっております。訪問は薄い色になっており、通学は濃い青色になっています。このように幼・小・中・高の全体数は8,485人、それに伴う看護師または認定特定行為業務従事者数の数は7,257人という状況でございます。

幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアの現状

次のスライドは、幼・小・中・高等学校における数ですけれども、特別支援学校ほど多くはありませんが、1,783人、それから看護師・認定特定行為業務従事者数は2,023人という数です。後から比較のグラフを出しますけれども、隣の括弧の数値を見てください。令和元年の数は1,453人、2年後には1,783人と右肩上がりの状況がわかるかと思えます。

学校で実施されている医療的ケアの項目

このスライドは、右側が幼・小・中・高等学校の医療的ケアの項目の帯グラフです。それから左側は特別支援学校ということになります。比較してみますと、特別支援学校では少ない項目、幼・小・中に多い項目などあることがわかります。全体の数は違いますが、それぞれに傾向があることが読み取れます。一方で、多い項目は、どちらも多い項目もあります。詳細については、後ほど見ていただければと思います。

特別支援学校における保護者等の付添いの状況

続きまして、保護者の皆様方の付添いの状況の結果がこちらになります。保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている、「付添を行っている」というのは、朝から帰りまでということもあれば、登校と下校時のみ、あるいは学校生活のみということですね。こちらの円グラフの②と③と④になります。こちらの合計数が、付き添いの数となっています。それから、その下を見ていただきますと、学校生活等で保護者が付き添っている主な理由としては「主治医の指示がある」や「健康状態が悪く体調を崩してしまって学校に行きたくても行けない」、「不安定な状況」などになっております。

過去の付き添いの調査データと単純比較はできませんが、付き添いの状況は減ってきています。それは、各教育委員会や各学校での取組の成果だと思っております。まだまだ不十分な面はあると認識はしておりますけれども、減少していることは間違いありません。そういう意味で先を見れば今すぐにも解消という思いも承知しておりますけれども、全く動いていないわけではなく、子どもたちの安心・安全を確保しながら

ら学べることを大切にしながら進めることが重要と考えます。

第1分科会の資料の中で奈良県立奈良養護学校の成果と課題の部分に、素晴らしいなと思った言葉がありました。「十数年前までは毎日保護者が付き添いながら登校していたことを忘れてはいけません」いろいろな諸課題がある中において、今を走っている私たち、一方で先人たちが積み上げてきたこと、そういうものも大切にしながら取り組んでいくことが期待されていると思います。肢体不自由教育においては、PTAのこのような分科会における協議でも様々なことを深めてきたからこそ、着実に進んできたと思っています。

幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

幼・小・中・高については参考までに見ていただければと思います。

(参考) 特別支援学校における医療的ケアに関する推移

それでは「特別支援学校における医療的ケアに関する推移」でございますけれども、この10年で見てみますと約1,000人増ということです。ここ5年くらいで見ても、約8,000人で推移していることが読み取ることができます。一方、医療的ケアの項目ですね、例えば平成10年頃は、痰の吸引等が中心でしたが現在はそれらに加え、人工呼吸器や酸素療法など様々な項目が増えてきております。それに伴い各教育委員会や各学校がしっかりと看護師を配置しながら安心・安全な医療的ケアを実施していることが読み取れるかと思えます。青が子どもの数でオレンジ色が看護師等ですから、開きが小さくなっていけば、一対一というわけにはいきませんが、できるだけ手厚くしっかりと安心・安全を確保していることが読み取れます。幼・小・中は参考程度にご覧ください。

学校における医療的ケアの実施体制の充実にに向けた取組

それからQRコードがいっぱい付いていますけれども、文部科学省では、看護師協会など様々な機関と連携しながら、諸課題に対応する研修モデルであるとか、研究パンフレットなどを作成して参りました。各学校で十分に周知いただいているとは思いますが、関係の皆様方には、ぜひ見ていただきたいと思ひ、参考資料として示しております。

第3次学校安全の推進に関する計画

続きまして、「第3次学校安全の推進に関する計画」というスライドでございます。こちらの上の囲みにありますように、令和4年2月7日に中央教育審議会答申を踏まえて、令和4年3月に閣議決定されたものになります。令和4年度から令和8年度までの5年間、重点的に行っていくという計画でございます。左側にありますように、東日本大震災がありました。その前には阪神淡路大震災もありました。そのほか台風による災害、熊本の地震、西日本豪雨など全国各地で災害がありましたね。最近も、豪雨災害もありました。北海道での地震、過去には、ブラックアウトもありました。石川での地震など、全国どこで災害が起きてもおかしくないという状況です。しかしながら、それらが風化している側面があるのではないかという問題意識です。今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要があるということでの閣議決定ということです。

施策の基本的な方向性としては、丸が6つで示されております。校長先生方の研修会でもお伝えしましたが、肢体不自由のある子どもが避難することは簡単なことではないですよ。先ほどご紹介いただきましたように、私は福島県出身でございますので、3.11の時は学校にいました。避難訓練では、避難に要する時間は一定程度の数字が出ますね。例えば、「3分以内で避難できました」などですが、当時、何分かつたと思いますか。子どもが全員確認できるまでに通常の10倍くらいかかったと記憶しています。突然起こるのですもの。体育館で学習している子どもたち、プレイホールで学習している子どもたち、排泄している

子どもたち、スクールバスに乗る準備をしている子どもたち。従いまして、校長先生方には現実的な訓練、時間や場所、季節そういうことも含めて実効性のある実践的な訓練にしていくことが大切であるとお伝えしているところでございます。

推進方策1～5

次のスライドになります。その中の推進方策3は学校が中心になりますけれども、このように、各地域によって災害のリスクは違うわけです。例えば、学校が河川に囲まれている地域、平野ではあるものの近くに大きな河川がある地域では当然、氾濫への備えが重要になります。一方で、海側に近いということであれば、津波のリスクがあります。あるいは丘の上にある学校になりますと、後ろに急斜面を抱えていたりします。いろいろな建物や状況が地域によって違いますので、そういうことを認識しながら、各地域の消防機関等との連携などが大変重要となります。そこで、文部科学省におきましては、今年度、特別支援学校における安全教育への好事例等の収集をしていきたいと考えております。昨年度の大分大会だったでしょうか。その中で静岡の学校さんと兵庫の学校さんが、PTA 活動の中で災害に関する事例を示していただいております。非常に参考になるものであったなと思っておりました。今年の第2分科会香川県立高松養護学校におきましては、所属しているPTAの方へのアンケートを分析されておりました。大変興味深く見させていただきました。各地域によって災害リスクは違いますが、もう一度保護者の皆さんと学校とが連携して子どもたちの命を守っていくことについて、しっかりと話し合っただけだと大変嬉しく思います。また、第5分科会は、医療的ケアのテーマですけれども、千葉県立桜が丘特別支援学校では、医療的ケアのある子どもたちに対して、災害リスクや災害に対してどのように対応するかという工夫が示されています。例えば、災害における災害備品が一人一人準備してあったり、パーソナルカードなどを作成したりと大変参考になると思います。既に取り組んでいる学校もあるかも知れませんが、ぜひ協議を深めていただきたいと考えております。

3. 令和4年度予算関係等

それでは次の話題にいきたいと思います。今年度の予算関係についてです。

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

肢体不自由教育に関係することをスライドにしております。まずご覧いただきたいのは「医療的ケア看護職員の配置」でございます。今まで300人ずつ予算増で積み上げてきました。しかし、小学校・中学校含めてまだまだ看護師の数が足りないというご要望を含めまして、今年度につきましては600人増として全国で3,000人の予算を確保しております。このように予算を確保しまして、各学校で安心・安全にできるように取り組んでいきたいと思っております。「切れ目ない」という側面からは、ICTを活用した児童生徒への支援についても取り組んでおります。ここについては後ほどお話しをさせていただきます。

切れ目ない支援体制整備充実事業

先ほどお話しした医療的ケアの関係するものだけを抽出したスライドがこちらになります。3,000人に拡充されたことなどを示しています。

新たなニーズに対応した体制整備推進事業

次のスライドですけれども、小学校・中学校・高等学校においても医療的ケアを必要とする子どもたちが増えておりますので、それに関する調査・研究をしております。市町村は、県に比べれば行政単位が小さくなりますので、予算の確保であるとか、体制のつくり方、教員数などの環境に応じた市町村教育委員会の体

制等の在り方について調査・研究が行われているということです。

特別支援教育充実事業

ICT 活用の内容を取り出したものが次のスライドになります。細かくて申し訳ないのですが、今年度新たにデジタル教科書、文部科学省のデジタルデータを活用した実践研究ということで、新たに新規事業として行っているところです。2つ目になりますけれども、ICT を活用した自立活動の効果的な指導の在り方についてです。自立活動は、子どもと先生が直接ふれ合いながら直接指導するわけですが、ICT を活用して間接的にできる指導内容があるのではないかと、遠方の分校と本校を繋ぐなど、いろいろな方法について研究が進められています。そういう意味から、第6分科会、石川県立いしかわ特別支援学校の事例を見させていただきますと、障害の重い子どもさんが ICT を活用した訪問教育における効果的な活用事例がありました。学校と家庭とを ICT で繋ぐ訪問教育の場合、保護者のご理解とご協力が欠かせません。ぜひ、これらの事例を踏まえ、ICT の活用の観点から、一人一人の子どもたちの能力の発揮に努めていく分科会に期待したいと思っております。

障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業

また、第1分科会の奈良県立奈良養護学校におきましては、PTA 活動の話になりますけれども、コロナ禍における新しい形の保護者の繋がりについてです。どうしても保護者同士が会って会議がもてないとか、話ができないとか全国の学校が同じ状況だと思います。そういう中で ICT をどのように使ったらよいかについては、例えばLINE などいろいろなコミュニティをつくっていくとか、いろいろな考え方があると思いますので、協議を深めていただきたいと思います。

学校等の感染症対策等支援

続きまして、学校の感染症対策について文部科学省におきまして引き続き、スクールバス支援事業として、スクールバス増便の支援をしています。できるだけ密にならずに、感染症対策のもと通学できる環境に努めています。また、感染症対策に必要な備品・衛生管理品、発熱時の体温計や消毒薬等の経費を国として確保しております。学びを止めないように、ICT を活用しつつ感染症対策を取りながら、よりよい学校づくりに役立てていただきたいと思います。

4. 肢体不自由校教育への期待と充実

最後になりますが、「肢体不自由校教育への期待と充実」ということでお話しをさせていただきます。

GIGA スクール構想の拡充

時間が押しておりますので少し割愛させていただきますけれども、GIGA スクール構想は、特にコロナ禍により加速度的に充実が図られたわけですが、特に肢体不自由教育においては、今 GIGA スクール構想だから使っているのではなく、以前からコンピュータや支援機器等を効果的に活用してきました。例えば、障害の重い子どもさんでも「うれしい」とか「やってみよう」とか意思表示を容易に表現できる実践など、これまでもあったわけです。それを GIGA スクール構想で、これまで以上に効果的に活用できるようになってきていると思っております。

肢体不自由者である児童生徒に対する教育

その意味で、例えばスライドの下の方に描かれたスイカの絵がありますけれども、これは日本肢体不自由

協会さんから提供いただいた資料になりますけれども、視線入力で絵を描いた作品です。コンピュータと支援機器を組み合わせると、このような表現活動が可能となっています。それから、遠隔合同授業ということで、例えば「青森県の特別支援学校と東京の特別支援学校が社会の授業を一緒にする」ということも可能になります。肢体不自由特別支援学校の素晴らしいことは、GIGA スクール構想だから進んでいるという状況だけではなく、各学校の先生方が工夫しながら、これまでも先進的に取り組んできていることです。

皆様方のスライドにないものを示しております。日本肢体不自由協会さんから提供いただきました昨年度の「肢体不自由児・者の美術展・デジタル写真展」文部科学大臣奨励賞の作品です。タイトル「ただいま」です。これを見ていただきますとパソコンを使用して絵を描いています。よく見ると支援機器としてゲームのコントローラーで絵を描いています。このように特別支援学校の生徒の力を最大限に発揮できるように、一人一人の様々な困難の状態等に応じながら、様々な可能性を見つけていく、そのような取組が大切であると思っております。子どもさんみんなができるかというところというわけではありませんが、一人一人にとって何かできることを見つけていく取組を分科会の中で情報交換をしていただきたいと思います。

遠隔教育システム活用ガイドブック第3版

文部科学省から遠隔教育システム活用ガイドブックが出されています。先ほどご紹介したように、この事例は筑波大学附属桐ヶ丘特別支援学校さんと鳥取県皆生養護学校の合同授業などが掲載されています。詳細は、文部科学省のホームページをご覧ください。

学習者用デジタル教科書普及促進事業

それから、先ほど申し上げましたように、文部科学省におきましては、学習者用デジタル教科書、これに関する普及促進事業を行っております。外国語や理科のデジタル教科書を肢体不自由のある子どもさんが効果的に使うためには、どのような補助機能が必要なのかなどについて、今年度は特に肢体不自由のある子供さんについて重点的に行っていく予定となっています。

特別支援学校（肢体不自由）について（福岡県立福岡特別支援学校）

これらの取組をしている事例を紹介します。福岡県立福岡特別支援学校では、写真にあるようにデジタル教科書の画面、それから学習プリントの画面を2つ映し出して、視線入力装置でプリントに入力したり、あるいは声を出して読めない状態であるものの、リフロー機能という読み上げ機能を使ったりして、効果的に活用している実践です。今後、これらの取組が進められていきます。

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について

そのほか文部科学省におきましては著作教科書というものもありまして、それらの充実も図っていく予定としています。

重度重複障害児等々の生涯学習に関する実態調査【結果概要】

次に、昨年度、障害者の生涯学習に関することで調査研究をさせていただきました。これは文部科学省の事業を受託した三菱UFJで行った調査結果等を整理したスライドです。昨年度、校長会を通しましてPTA連合会の皆様方にもご理解をいただき、高等部3年生の保護者の方々に協力をいただいた調査でございます。そのほかにも、卒業後の方々については、団体様の協力のもとに調査をいたしました。その結果をまとめた主なものが次のスライドです。

ヒアリング調査で得られた示唆③（在学中から卒業後のシームレスな学びに向けた課題）

生涯学習の取組状況と課題

特に次のスライドになりますけれども、在学中から卒業後までの課題が示されており、まず一つ目は「生涯学習への理解」です。障害の重い子どもたちの生涯学習の充実に向けては、本人の生活を支える家族や支援者の理解、更には学びの場の拡大に向けた社会全体の理解が必要という課題があります。それから社会全体、行政、家族、特別支援学校、福祉サービス事業所等が、生涯学習への理解をもう少し深めて個々の活動を支える必要がある…などですね。その下は、「教育と福祉の連携」となっております。こちらは学校、生涯学習に関する団体、あるいは障害福祉サービス事業所の関連が十分ではないと感じられたとの意見が多いこと、卒業前後で継続的な学びに活かせる情報提供や連携が必要であるとなっております。

第3分科会 熊本県立かがやきの森支援学校においては、福祉サービスに関する情報をいかに収集していくかということなどの課題等を踏まえた取組が報告されています。今日、厚生労働省の鈴木専門官もいらっしやいますけれども国の様々なサービスが充実してきていると思います。しかし、地域により、そのサービスの名称や詳細等が違う側面もあるかもしれません。その地域で情報の整理の仕方として例えば、特別支援学校が設置されている地域の福祉サービスの情報を一括に集め、関係者がアクセスしやすい取組なども期待されるところです。

最後です。皆様方のお手元にないスライドでございます。今お話ししましたのは、誰でも参加できる生涯学習の機会をつくりませんかというパンフレットです。文部科学省で作成しているものです。ぜひ、このような冊子を使いながら重度重複障害者の生涯学習について、今後も理解を進めていただけるようにしていきたいと思っております。その中から、素晴らしい取り組みをしている団体をご紹介します。青森県八戸市の団体「青空書道教室」です。車椅子の子もいれば、自閉症の子もいれば、知的障害の子もいます。NHKでも取り上げられていましたね。また、今年の7月には、東京都足立区の北千住で個展が開かれました。この画像に注目です。代表の西里さんがこちらです。そして、皆さん作品に注目です。「凸凹は削らず磨く」と書かれた言葉です。この意味を伺ったところ「形はそのままでも、その子の持っているものをきちんと磨くこと、私たちが大切にしていることです」と仰いました。大変感慨深く聞かせていただきました。生涯学習というと難しく考えがちですがけれども、一人一人の個性を大切にしながら、伸びる力をどんどん伸ばしていく、へこんでいるところを埋めるということではなく磨いていくという素晴らしいお話でした。

卒業後もこのような学習の意欲を繋げていくためには、今の授業の充実、子供のやってみたい、学び続けたい、働いてみたい、働き続けたい、そういう「自分が輝く何かを見つけ、続けたい思い」を大切に「今」を大切にすることが重要と考えます。保護者の皆様方と協力しながら、学校の教育活動が、さらに充実されるようお願いいたします。

肢体不自由教育実践授業シリーズNo. 9

最後に、これは校長会から毎年、先生方の専門性を高めるために全国の素晴らしい授業実践を集めて、そして全国に発信しています。今年で記念すべき10号になります。このように、肢体不自由教育に関わる全国の先生方が、一人一人の子どもの能力を伸ばすために研究しているのだということを保護者の皆様にお伝えし、講演を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

第65回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会
PTA・校長会合同研究大会「北海道大会」

特別支援教育の動向と 肢体不自由教育への期待



文部科学省

初等中等教育局 視学官

(併) 特別支援教育課特別支援教育調査官

菅野 和彦

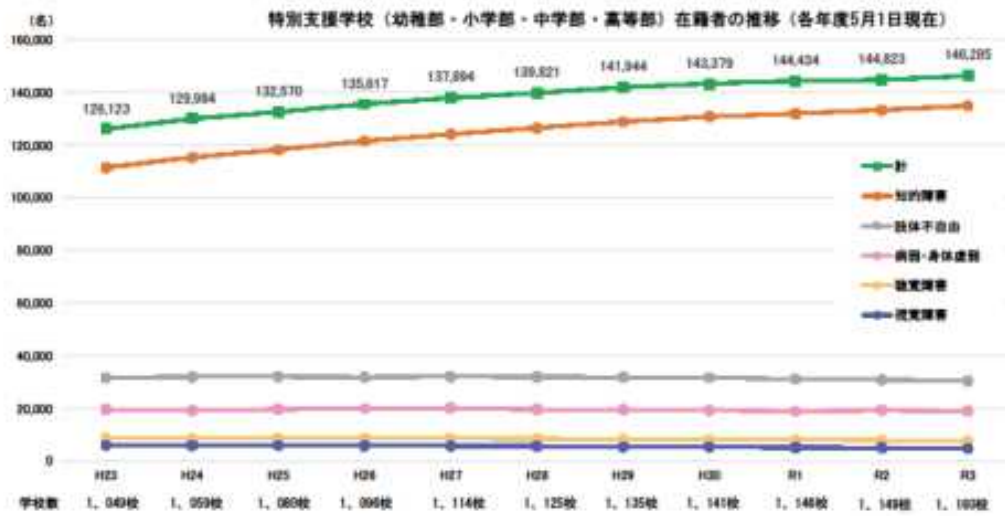
1. 肢体不自由校の現状等



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE,
SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY
MEXT

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



【令和3年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	64	119	801	354	154	1,512
在籍者数	4,775	7,651	134,962	30,456	18,896	196,781
学級数	2,054	2,759	32,095	12,114	7,518	56,540

【出典】学校基本調査

※平成29年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値が一致しない。

特別支援学校数（障害種別）

【国・公・私立計】

- ・特別支援学校数は、年々増加。
- ・肢体不自由単独校は、H22とR2との比較で25校減少。
- ・複数障害種に対応した特別支援学校は、H22とR2との比較で86校増加。

年度/種別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
視覚	65	66	66	65	65	63	63	62	62	62	62
聴覚	93	91	91	90	88	87	86	86	86	85	85
知的	495	490	491	502	514	532	540	553	556	561	562
肢体	142	137	136	135	130	131	129	122	121	122	117
病弱	65	63	63	63	63	61	58	57	57	57	58
複数障害	179	202	212	225	236	240	249	255	259	259	265
計	1,039	1,049	1,059	1,080	1,096	1,114	1,125	1,135	1,141	1,146	1,149

※文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「特別支援教育資料」より（各年5/1現在）

特別支援学校のうち肢体不自由教育校数

【国・公・私立計】

- ・複数障害種の対象校のうち肢体不自由教育を行う学校は、H22とR2との比較で81校の増加。
- ・複数障害種の対象校のうち肢体不自由教育を行う学校の割合は、88.8%を占めている。

年度/種別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
肢体不自由教育校 (A)	142	137	136	135	130	131	129	122	121	122	117
複数障害種の対象校 (B)	179	202	212	225	236	240	249	255	259	259	265
(B)のうち、肢体不自由教育を行う学校 (C)	154	177	188	199	210	214	220	228	229	230	235
計 (A)+(C)	296	314	324	334	340	345	349	350	350	352	352

※文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「特別支援教育資料」より（各年5/1現在）

複数の障害種を対象とする特別支援学校（肢体不自由）数

【国・公・私立計】

- ・肢体不自由教育を行う学校のうち、肢体不自由と知的障害の併置校が最も多く併置校の中での割合は、55.5%を占め、全体での割合は、41.7%となっている。

年度/障害種別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
肢	142	137	136	135	130	131	129	122	121	122	117
肢・視											
肢・聴											
肢・知	103	117	124	132	141	142	142	147	147	148	147
肢・病	16	17	20	19	23	25	26	30	32	32	35
肢・視・聴											
肢・視・知											1
肢・視・病	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
肢・聴・知			1	1	1	3	3	3	3	3	3
肢・聴・病											
肢・知・病	19	24	23	28	26	25	29	29	29	27	28
肢・聴・知・病	2	1	1	1	1	1	1	2	2	3	1
肢・視・知・病								1			
肢・視・聴・病											
肢・視・聴・知		1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
肢・視・聴・知・病	13	16	16	16	16	16	17	14	14	15	18
計	296	314	324	334	340	345	349	350	350	352	352

※文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「特別支援教育資料」より（各年5/1現在）

特別支援学校（肢体不自由）における学級別在籍者数の推移 【国・公・私立計】

・全在籍者数に対する単一障害学級在籍者数の割合は、9.9%
 ・全在籍者数に対する重複障害学級在籍者数の割合は、90.1%

(設置学級基準)

単一障害学級	学部	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	幼	45	50	48	53	45	37	44	32	41	31	29
小	1,294	1,241	1,309	1,294	1,276	1,222	1,178	1,190	1,169	1,157	1,125	
中	972	944	948	983	922	923	886	853	821	823	742	
高	1,555	1,516	1,552	1,478	1,490	1,448	1,456	1,390	1,308	1,239	1,125	
小計	3,866	3,751	3,857	3,808	3,733	3,630	3,564	3,465	3,339	3,250	3,021	
重複障害学級	学部	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H30	H30	R1	R2
	幼	124	127	102	90	96	95	79	70	80	68	71
	小	12,310	12,398	12,286	12,339	12,286	12,319	12,384	12,388	12,297	12,202	12,067
	中	7,138	7,132	7,295	7,328	7,369	7,393	7,406	7,528	7,468	7,073	6,960
	高	8,092	8,204	8,467	8,485	8,330	8,652	8,456	8,362	8,492	8,501	8,472
小計	27,664	27,861	28,150	28,242	28,081	28,459	28,325	28,348	28,337	27,844	27,570	
単一重複合計		31,530	31,612	32,007	32,050	31,814	32,089	31,889	31,813	31,676	31,094	30,591

※文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「特別支援教育資料」より（各年5/1現在）

特別支援学校（肢体不自由）高等部（本科）卒業者の状況 【国・公・私立計】

・全体的な傾向は変わらず、社会福祉施設等入所・通所が8割を超えている。

年度	卒業者 (A)	進学者				教育訓練機関等 入学者					就職者		社会福祉施設等入 所・通所者		その他	
		大学等 人	専攻科 人	計 (B) 人	(B) / (A) %	専修学校 人	各種学校 人	職業能力開発 人	計 (C) 人	(C) / (A) %	計 (D) 人	(D) / (A) %	計 (E) 人	(E) / (A) %	計 (F) 人	(F) / (A) %
R2	1,799	37	1	38	2.1	5	1	17	23	1.3	110	6.1	1,530	85.0	96	5.3
R1	1,760	42	1	43	2.4	6	1	13	20	1.1	103	5.9	1,522	86.5	72	4.1
30	1,841	43	0	43	2.3	14	1	32	47	2.6	111	6.0	1,575	85.6	65	3.5
29	1,856	56	1	57	3.1	11	4	27	42	2.3	94	5.1	1,574	84.8	89	4.8
28	1,838	47	0	47	2.6	16	2	25	43	2.3	102	5.5	1,565	85.1	81	4.4
27	1,829	49	0	49	2.7	5	5	22	32	1.7	106	5.8	1,553	84.9	89	4.9
26	1,790	42	0	42	2.3	9	1	41	51	2.8	116	6.5	1,480	82.7	101	5.6
25	1,772	41	1	42	2.4	10	1	38	49	2.8	126	7.1	1,465	82.7	90	5.1
24	2,785	40	2	42	1.5	18	4	77	99	3.6	293	10.5	2,238	80.4	113	4.1

※文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「特別支援教育資料」より前年度3月卒業者(単位:人)

2. 医療的ケア関係

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第22号) (令和3年8月22日成立・同年9月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を回るとともに、その家族の負担の防止に資する

⇒安心して子どもを産み、育てることができ、社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後も配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置	国・地方公共団体による措置	保育所の設置者、学校の設置者等による措置
	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援 ○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 ○相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発 ○支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所における医療的ケアその他の支援 ◆看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置 ○学校における医療的ケアその他の支援 ◆看護師等の配置
	<p>医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う ○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等 	

施行期日：公布の日から起算して3月を超えない日（令和3年6月18日）

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

目次

- 学校に在籍する障害児や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）は年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変化しつつある。
- 「学校における医療的ケアの今後の対応について（平成31年3月20日30文科初第1769号初等中等教育局長通知）」
→ 障害児引や経管栄養以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について各教育委員会等に示し、実施体制の整備を促す
- 令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立
(国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。)

この度、学校における医療的ケアの体制を充実する上で参考となる資料を作成

「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」

第1編 医療的ケアの基礎と実施者

医療的ケア及び学校における医療的ケアの実施者について解説

- 第1章 医行為と医療的ケアとは
- 第2章 学校における医療的ケアの実施者

第2編 学校における受け入れ体制の構築

小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理

- 第1章 実施体制の整備
- 第2章 市町村教育委員会等による総合的な管理体制の構築
- 第3章 小学校等における組織的な実施体制の構築

第3編 医療的ケア児の状態等に応じた対応

医療的ケア児の就学先の検討や医療的ケア児のニーズの把握の観点から参考となるよう

医療的ケアの状況等に応じた対応について、各医療的ケアごとに記載

- 第1章 障害児引
- 第2章 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）
- 第3章 気管切開部の管理
- 第4章 経管栄養
- 第5章 嚥食
- 第6章 人工肛門（ストーマ）の管理
- 第7章 血糖値測定・インスリン注射

※ 医療的ケア児のうち、障害のある児童生徒等の就学に関する相談・支援に際しては、障害のある児童生徒等の「教育的ニーズ」は整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に留意すべき事項等について示された「障害のある子供の教育支援の手引」～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～に準拠すること。

詳細はこちら（文部科学省HP）



学校における新たな支援スタッフの学校教育法施行規則への位置付けについて



- ①学校における働き方改革の推進
- ②IGAスクール構想の着実な実施
- ③④医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒等への対応

のため

- ①教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）
- ②情報通信技術支援員（ICT支援員）
- ③医療的ケア看護職員
- ④特別支援教育支援員

を学校教育法施行規則に位置付け、配置を促進

①教員業務支援員

- 教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、資料準備や印刷、複合、採点補助、消毒をはじめ教員の業務の支援に従事。
- 令和3年度は9,600人の配置経費を措置。今後、学校に標準的に配置されるべき支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する。

②情報通信技術支援員

- 教員のICT活用（授業、校務等）の支援に従事。
- 令和3年度は8,000人の配置経費を措置。今後、IGAスクール構想の本格実施にあたり学校にとって不可欠な支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

情報通信技術支援員は、教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する。

③医療的ケア看護職員

- 特別支援学校をはじめとする各学校で行われている医療的ケアに従事するために看護師等が配置。
- 令和3年度は2,400人の配置経費を措置。医療的ケア児が学校で安心して学べる環境整備のために必要不可欠なスタッフとなっている。

医療的ケア看護職員は、小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、障害児引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。

④特別支援教育支援員

- 食事、排泄、教室移動など学校における日常生活の介助や学習支援等のサポートに従事。
- 令和3年度は66,000人の配置経費が措置されており、必要不可欠な支援スタッフとなっている。

特別支援教育支援員は、教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する。

その他

※ 今回の改正にあわせて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの規定を幼稚園にも準用させる

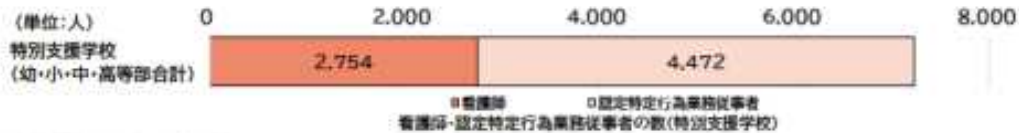
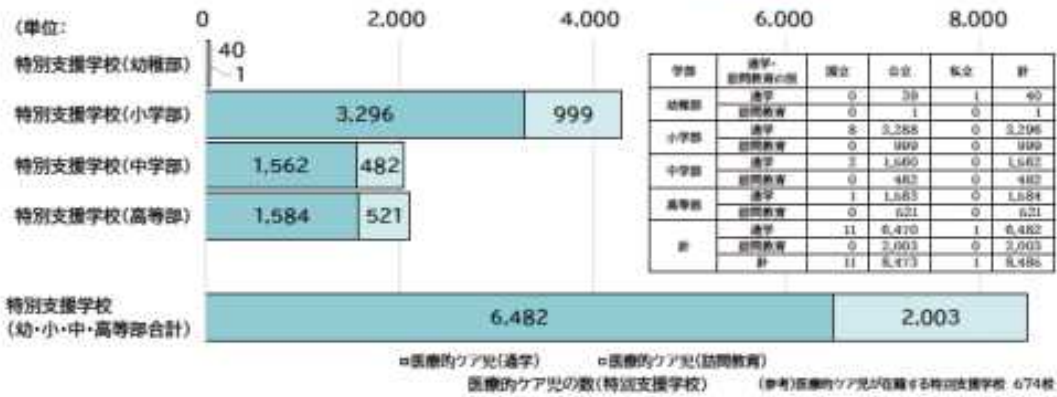
参考：学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
第四節 職員
第54条 講師は、常時勤務に附しないことができる。
第55条 学校用務員は、学校の雑務の整備その他の用務に従事する。
第56条の2 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。
第56条の3 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。
第78条の2 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

令和3年8月23日 公布・施行

特別支援学校における医療的ケアの現状



- ・ 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数 **8,485人** (R1 8,392人)
- ・ 特別支援学校における看護師・認定特定行為業務従事者の数 **7,257人** (R1 7,075人)

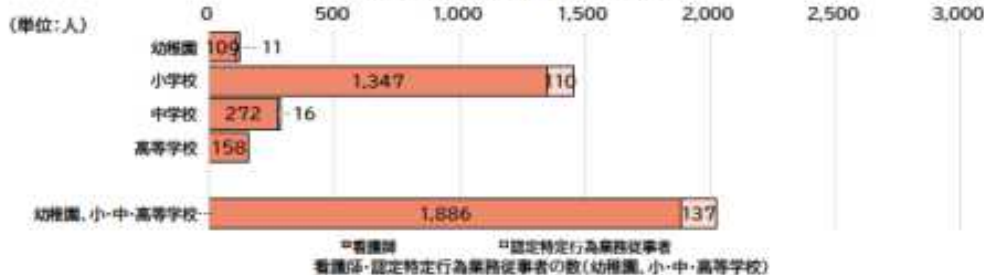


※ 令和5年度の数値は、令和5年11月1日時点の数値。
 ※ 本調査における「医療的ケア」には、日常生活及び社会生活を営むために教育的に必要とされる実行を指し、「医療的ケア児」には、①看護師・認定特定行為業務従事者・保健指導員が医療的ケアを行っている医療的ケア児②医療的ケアは医療的ケア従事者が行っているが看護師が免許や指導員を行っている医療的ケア児を対象とし、看護師の免許や指導員が自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除く。
 ※ 本調査における「看護師」は、看護師、保健師、認定師、保健師助産師を指す。
 ※ 看護師・認定特定行為業務従事者の数は、医療的ケアを実施している各学校において計上している。

幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアの現状



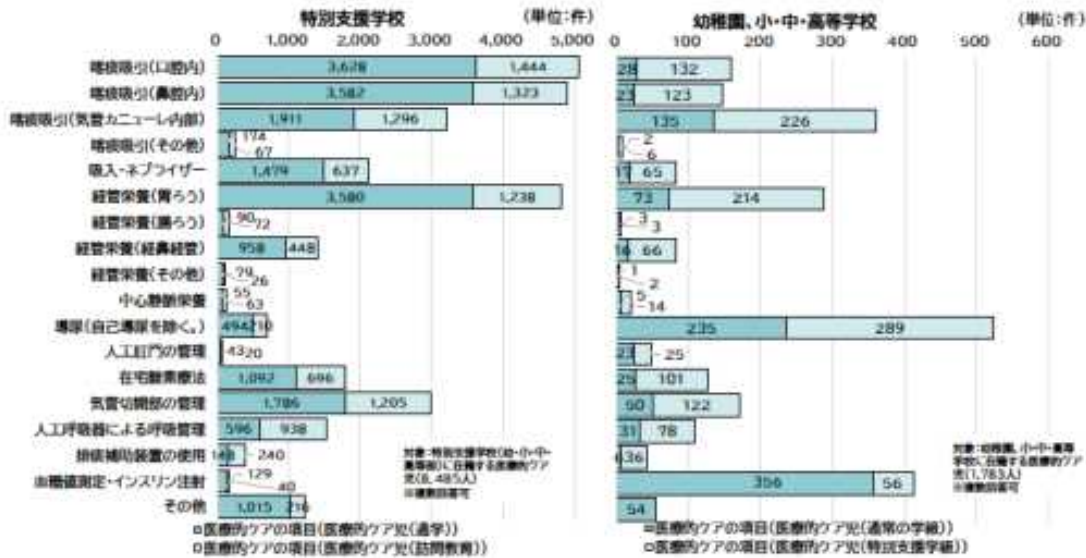
- ・ 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数 **1,783人** (R1 1,453人)
- ・ 幼稚園、小・中・高等学校において看護師・認定特定行為業務従事者の数 **2,023人** (R1 1,283人)



※ 小学校には義務教育学校(訪問教育)、中学校には義務教育学校(訪問教育)及び中等教育学校(訪問教育)、高等学校には中等教育学校(訪問教育)を含む。
 ※ 本調査における「医療的ケア」には、日常生活及び社会生活を営むために教育的に必要とされる実行を指し、「医療的ケア児」には、①看護師・認定特定行為業務従事者・保健指導員が医療的ケアを行っている医療的ケア児②医療的ケアは医療的ケア従事者が行っているが看護師が免許や指導員を行っている医療的ケア児を対象とし、看護師の免許や指導員が自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除く。
 ※ 本調査における「看護師」は、看護師、保健師、認定師、保健師助産師を指す。
 ※ 看護師・認定特定行為業務従事者の数は、医療的ケアを実施している各学校において計上している。

4. 学校で実施されている医療的ケアの項目

- 特別支援学校において実施されている医療的ケアは、延べ31,018件であり、行為別にみると、喀痰吸引(口腔内)5,072件、喀痰吸引(鼻腔内)4,905件、経管栄養(胃ろう)4,818件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)3,207件の順に多い。
- 幼稚園、小・中・高等学校において実施されている医療的ケアは、延べ2,641件であり、行為別にみると、導尿524件、血糖値測定・インスリン注射412件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)361件、経管栄養(胃ろう)287件の順に多い。



特別支援学校における保護者等の付添いの状況

- 特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,482人)のうち、保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **3,377人 (52.1%)**、保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 **3,105人 (47.9%)**



- 学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(3,376人)の付添いが必要な理由として、「看護師や認定特定行為業務従事者はいるが学校・教育委員会が希望しているため」125件(33.2%)が最も多く、その他の理由としては、「主治医からの指示」、「健康状態が不安定」などがある。



※ 本調査における「医療的ケア」とは、医療を行う者、生活介護員その他の場で、発達障害児等に必要と判断される者、または、発達障害児等によって保護者の依頼を受けた者(介護士)を指す。
 ※ 本調査は、令和3年度地方から実施されたものであり、医療的ケアを行うために必要と判断されている付添いが必要と判断されている児童の数を示している。なお、毎日又は毎週決まった曜日・一定時間に行われる付添いには本調査における「付添い」に含めず、塾入学や転入入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院療養のために要する付添いなど、保護者等から学校に必要な情報の提供を受ける場合の保護者等の付添いは除外。

幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況



- 幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(1,783人)のうち、保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **1,177人(66.0%)**
保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 **606人(34.0%)**

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(幼稚園、小・中・高等学校)(単位:人)



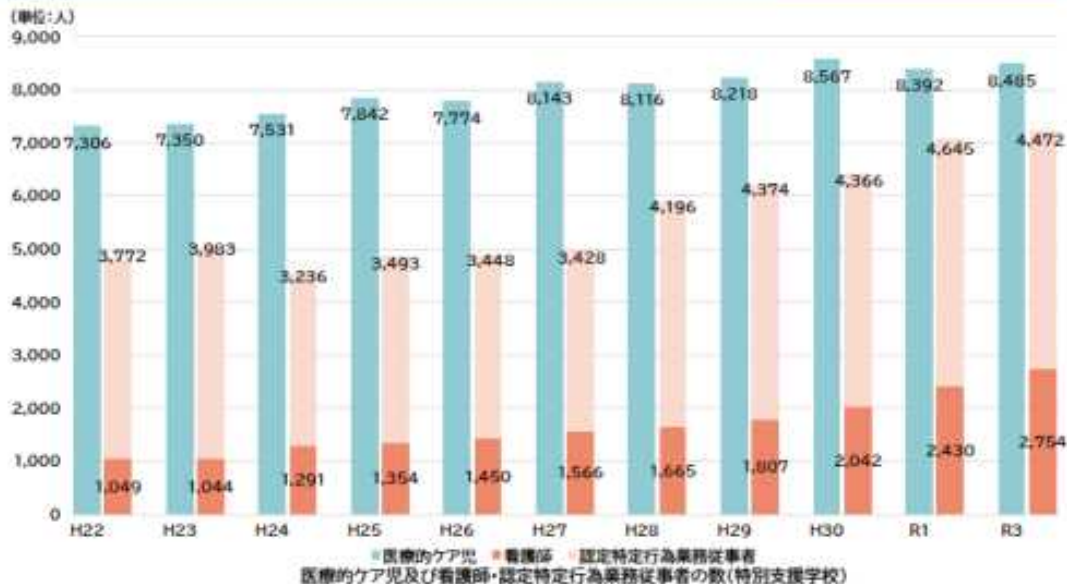
- 学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(530人)の付添いが必要な理由として、「看護師が配置されていない及び認定特定行為業務従事者がいないため」**320件(60.5%)**が最も多く、その他の理由としては、「看護師が対応できない時間帯があるため」、「保護者が看護師の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。

- ① 看護師が配置されていない及び認定特定行為業務従事者がいないため
- ② 看護師や認定特定行為業務従事者はいるが、対応できないため
- ③ 看護師や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 看護師や認定特定行為業務従事者はいるが、学校-教育委員会が承認しているため
- ⑤ その他



※ 本調査における「保護者等」とは、「親類を行う者、未成年後見人その他の者で、法定児童生活を要し看護する者、または、法定後見の職務をすべて保護者の職務を兼任する者」を指す。
 ※ 本調査は、令和3年度授業中に実施されたものであり、医療的ケアを行うために自費で行っている付添いや学校を訪問するものではない。「自費的」は、ある程度回数にわたって医療的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日・時間帯に行われる場合は本調査における「付添い」に含まれるが、入学生や転入時のほか、夏休みなどの長期休暇や長期の入院後はじめて学校に来る際など、保護者等から学校に必要な医療的ケアを受ける場合の保護者等の付添いは除く。

(参考)特別支援学校における医療的ケアに関する推移



※ 調査対象
 - ED0 :公立の特別支援学校のED0(33の予備、盲学校、聴覚盲、社会福祉施設等)
 R1~ :公立私立の特別支援学校の認定特定行為業務従事者の数
 ED2, ED3 :医療的ケアに携わっている教員数
 ED4~ :認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員数
 (調査年度 H24:10月~H27:9月、H28, H29:年度中に認定特定行為業務従事者として実際に医療的ケアを実施する者(予定を合わせ))
 ※ ED3は調査にED0以外の特別支援学校を含まず、学校の調査結果の集計から調査を実施している。

(参考)幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移



医療的ケア児及び看護師・認定特定行為業務従事者の数(幼稚園、小・中・高等学校)

※ 調査対象
 H27 公立の小中学校、中学校(中等教育学校の附属課程を含む)
 H28、29 公立の小中学校、中学校(義務教育学校、中等教育学校の附属課程を含む)
 H30 公立の幼稚園、特別支援学校(二府三県を含む)、公立義務教育従事者二府三県、小中学校、中学校、高等学校(遠隔校を除く)、義務教育学校、中等教育学校
 R1、R3 公立私立の幼稚園(特別支援学校二府三県を含む)、小中学校、中学校、高等学校(遠隔校を除く)、義務教育学校、中等教育学校
 ※ 認定特定行為業務従事者の数は、文部科学省
 ※ R3は新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえ、学校の施設関係の観点から調査を実施していない。

学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組



医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行されたことなど踏まえ、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載しています。

基本的な考え方

※ 「学校現場実証」ポータルサイト
 文部科学省のポータルサイトに掲載しています。

<p>学校における医療的ケアの今後の対応について (H31.3.20 初等中等教育局長通知)</p> <p>「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ(平成31年2月28日)」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。</p>	<p>小学校等における医療的ケア実施支援資料 ～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～</p> <p>小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。</p>	<p>医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (R3.6.18公布、R3.9.18施行)</p> <p>医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の継続的なケアに資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。</p>
--	--	--

医療的ケア看護師等への研修

<p>学校における医療的ケア実施対応マニュアル(教員向け)</p> <p>看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。</p>	<p>学校における教職員による人材の紹介等(特定の役割者)研修テキスト(例)</p> <p>学校において教職員が研修等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。</p>	<p>学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム</p> <p>学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。</p>	<p>地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の連携連携モデルマニュアルシート</p> <p>学校の看護師と訪問看護師が連携を図るため、学校生活と訪問看護との関わりの一例を示した資料。</p>	<p>教育委員会等による研修会の企画研修に関する調査研究</p> <p>教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。</p>	<p>指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる資料</p> <p>指導的な立場を担う看護師について、役割と期待される能力を整理するとともに、研修の参考となる資料。</p>
---	--	---	--	---	--

医療的ケア児の受け入れ体制に関する調査研究

<p>学校における医療的ケア実施体制構築事例</p> <p>H29～R2: 数人単独や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受け入れ体制の在り方について</p>	<p>学校における医療的ケア実施体制充実事例</p> <p>R3～: 地域の小・中学校等で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について</p>	<p>学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集</p> <p>学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組みしている自治体の事例を紹介。</p>
---	--	--

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組も総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識	施策の基本的な方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題 ○ 学校安全の取組内容や量質の差 ○ 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める ○ 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する ○ 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する ○ 地域の災害リスクを踏まえ実践的な防災教育・訓練を実施する ○ 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する ○ 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）
目指す姿	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること ○ 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること ○ 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること 	

II 推進方策



5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進	2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進	3. 学校における安全に関する教育の充実	4. 学校における安全管理の取組の充実	
5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等				

推進方策1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員的位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

推進方策2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

推進方策3. 学校における安全に関する教育の充実

- **児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実**、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- **地域の災害リスクを踏まえ実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化**
- 幼児期、**特別支援学校における安全教育の好事例等の取組**
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

推進方策4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設備者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリ/ハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

推進方策5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

3. 令和4年度予算関係等

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和4年度予算 43億円
 (前年度予算 35億円)



障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

<p>◆医療的ケア看護職員の配置 2,611百万円(2,068百万円)(拡充) 2,400人分⇒3,000人分(+600人)</p> <p>医療的ケア看護職員の配置(校外学習や登下校時の送迎率高への対応)を支援</p>	<p>◆学校における医療的ケア実施体制充実事業 36百万円(42百万円)</p> <p>①小・中学校等における医療的ケアの実入れ・支援体制の在り方に関する調査研究 地域の小・中学校等で医療的ケアを受け、実入る体制の在り方について調査研究を実施</p> <p>②医療的ケア看護職員等に対する効果的な研修方法の開発 医療的ケア看護職員等の研修機会を確保し、専門性の向上を図るため、効果的な研修方法の在り方等について調査研究を実施</p>
---	--

ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

<p>◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実 128百万円(71百万円)(拡充)</p> <p>①文部科学省各教科書のデジタルデータを活用した指導の調査研究(新規) 文部科学省各教科書(特別支援学校用)のデジタルデータについて関連するアプリやデジタル教材を開発・活用し、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施</p> <p>②ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導において、ICTを活用した指導による指導の在り方について研究を実施</p> <p>③ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発 職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施</p> <p>④高等学校教育の障害児童中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 高等学校段階における障害児童中等の生徒に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施</p>	<p>◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 241百万円(240百万円)(拡充)</p> <p>発達障害や視覚障害等のある児童生徒の学習環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に關する効果的な取組方法や高等学校等に於ける拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施</p> <p>◆低所得世帯へのオンライン学習通信費支援 (特別支援教育就学奨励費の内訳) 824百万円(653百万円)(拡充) (上限を12千円/年→14千円/年へ引き上げ)</p> <p>低所得世帯(1区分：収入額が生活保護基準の1.5倍未満の世帯)へ家庭でのオンライン学習に係る通信費を支援</p>
---	--

特別支援教育の支援体制等の充実に関する施策

<p>◆発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等 52百万円(70百万円)</p> <p>指導経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究等を実施</p>	<p>◆切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置 284百万円(284百万円)</p> <p>自治体等の体制整備のスケルトンアップ、外部専門家の配置を支援</p>
<p>◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業等 20百万円(16百万円)(拡充)</p> <p>特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築の推進等</p> <p>その他、政策課題に対する調査研究や、学習指導要領の徹底徹底の取組等を実施</p>	

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和4年度予算額
(前年度予算額)

20億円
24億円



背景・課題

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する協議」の成立・施行を踏まえ、医療的ケア看護職員を配置するとともに、**特別支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置**を行うことにより、特別支援教育の推進を図る。

○ 医療的ケア看護職員配置事業

- 学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、**公立学校や私立学校の施設整備に活用することを含め、自治体間を跨る医療的ケア看護職員の配置を支援**

(2,611百万円(2,068百万円))

2,400人分 → 3,000人分(拡大)

※校外学習や夏休み時の施設整備への対応を図る経費も含む。

【効果】医療的ケア児の受け入れの環境が整備される。

1. 事業の概要
自治体間の連携により、医療的ケア児の受け入れの環境を整備する。
2. 学校の役割
受け入れの環境を整備する学校に、医療的ケア児の受け入れの環境を整備する。
3. 自治体の役割
受け入れの環境を整備する学校に、医療的ケア児の受け入れの環境を整備する。

【参考】医療的ケア看護職員の効果的な配置を図る。医療的ケアの実施体制の構築に資する取組を実施する。小・中学校等における医療的ケア児の受け入れ支援体制の強化に関する調査研究報告書。

- ・都道府県・市区町村・学校法人
(支援圏-小中学校-特別支援学校)
- ・補助割合 国：1/3 補助事業者：2/3

○ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

- 特別な支援を必要とする子供が就学前から社会参加まで切れ目ない支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援 ※交付対象年度は3年度

1. 連携体制整備

教育委員会・学校と福祉部門や関係機関の連携体制を整備

2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組み

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部門や関係機関の連携を促進

(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

○ 外部専門家配置事業

- 個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの**専門家配置を支援** 348人
(障害児に対する専門的指導や支援、学習・生活・発達支援等に関する調査研究、調査・研究・実践・普及啓発等に関する調査研究、調査・研究・実践・普及啓発等に関する調査研究)
支援又はその他の関係機関により、必要に応じて、専門知識及び他の専門職の指導・助言を受けること、適切な指導がなされることとする。

アウトプット(活動目標)

自治体等が実施する小・中学校等での特別支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や医療的ケア看護職員の配置や外部専門家の配置に資する

アウトカム(成果目標)

学校における医療的ケア対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受け入れ体制の整備が進展
(国策) 学校における医療的ケア対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受け入れ体制の整備が進展

インパクト(国民・社会への影響)

障害の有無に関わらず誰もが能力を発揮できる共生社会の実現

新たなニーズに対応した体制整備推進事業 (学校における医療的ケア実施体制充実事業)

令和4年度予算額
(前年度予算額)

0.4億円
0.4億円



背景・課題

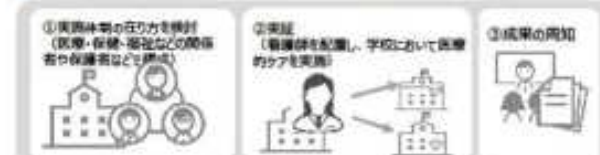
- 近年、**医療的ケア児の増加傾向**。こうした傾向は特別支援学校のみならず、地域の小中学校等でも見られる。(※学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために物的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等)
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。**(令和3年9月18日施行)

→ I 医療的ケア児の受け入れ・支援体制の整備 及び II 医療的ケア看護職員等の専門性の向上に向けた取組を実施する必要がある。

事業内容

I 小・中学校等における医療的ケア児の受け入れ・支援体制の在り方に関する調査研究

- 中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、**地域の小・中学校等が医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方に関する調査研究**を実施し、全国へ普及を図る。
- 件数・単価：0箇所→4箇所(約400万円) 4箇所→約60万円 (予定)



【効果】全国的に医療的ケア児の受け入れの環境が整備される。医療的ケア児の受け入れの環境が整備される。医療的ケア児の受け入れの環境が整備される。(国策) (令和3年1月)

- II 医療的ケア看護職員等に対する効果的な研修方法の開発
- 教育委員会が実施する看護師等を対象とした研修の在り方について、自治体における実証を踏まえ検証し、開発した効果的な研修方法について、好事例の模範校を回り、全国の教育委員会の研修を推進。
- 件数・単価：1箇所×約1,500万円(予定)

[Plan]	[Do]	[Check]	[Action]
医療関係者等と連携した研修方法の検討	自治体における実証	受講者アンケート等による効果検証	成果を周知し、全国の教育委員会の研修を推進

【効果】全国的に医療的ケア児の受け入れの環境が整備される。医療的ケア児の受け入れの環境が整備される。医療的ケア児の受け入れの環境が整備される。(国策) (令和3年1月)

アウトプット(活動目標)

地域の小・中学校等での医療的ケア児の受け入れ、支援体制の充実等の促進、医療的看護職員等を対象とした効果的な研修方法等の開発

アウトカム(成果目標)

学校における医療的ケア対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受け入れ体制の整備が進展
(国策) 学校における医療的ケア対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受け入れ体制の整備が進展

インパクト(国民・社会への影響)

障害の有無に関わらず誰もが能力を発揮できる共生社会の実現

特別支援教育充実事業

令和4年度予算額 2.0億円
前年度予算額 1.6億円



背景・課題

特別支援学校等の児童生徒は年々増加しており、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援の実施が必要。
また、「GIGAスクール構想」の実現による新たなICT環境の活用による「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現が求められている。
○ 障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等に対する指導の充実に資する取組を実施し、その成果の普及を図る。

事業内容



障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業 (ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実)

令和4年度予算額 120百万円
前年度予算額 71百万円



背景

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。
※事業開始年度：令和3年度

事業内容



背景・課題

- 学校における新型コロナウイルス感染症対策が長期化している中、第6波への万全の備えも見据え、各学校において感染及びその拡大リスクをできる限り低減させながら、教育活動を実施し、子供の健やかな学びを保障する必要がある。
- 特別支援学校のスクールバスについては、安全上の観点から換気が行われにくく長時間コ密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスク低減を図るなどの対策が必要である。

事業内容

I. 学校等における感染症対策等支援事業（254億円）

各学校が感染症対策を徹底しながら教育活動を継続するために必要となる保健衛生用品の整備や業務委託等に係る経費を支援

- 補助対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象経費：消毒液、不織布マスク、CO2モニターなどの保健衛生用品等の追加的な購入経費、教職員負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費 他



II. 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業（51億円）

特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、学校設置者が実施するスクールバスの増便等の取組を支援

- 補助対象：特別支援学校
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象経費：スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・介助員の報酬、スクールバスの増便やタクシーの割り上げにかかる経費 他



成果

学校現場の課題で、地域の感染状況に応じた必要な学校の感染症対策を機動的に対処可能にし、安全安心な通学・学習環境の確保することにより、教育活動の豊かな継続・地域における感染拡大防止を実現する。

4. 肢体不自由校教育への期待と充実

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要な資質・能力の育成と学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な知識や力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要な資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共
(仮称)」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を
構造的に示す

学習内容の削減は行わない。

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求
められる資質・能力を育成

知識の力を削減せず、質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

※高校教育については、各市が実務的知識の習得が中心となる学習過程で扱われることが前提になっており、そうした点も考慮するため、数教科目の単元等を追加し、新たな教科改訂等も進める。

GIGAスクール構想の拡充

令和2年度第3次補正予算額 209億円
※「高速通信網の円滑化」は学校施設整備費交付金の内訳



Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適化学びと協働的学びを実現するため、「1人1台端末」を学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき次世代の学校・教育現場

- ✓ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ 個別に最適で効果的な学びや支援 ～個々の子供の状況を系統的・継続的に把握・共有～
- ✓ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ 校務の効率化 ～学校における事務を迅速かつ便利・効率的に～
- ✓ 学びの知見の共有や生成 ～教師の経験知と科学的視点のベストプラクティス(EBPM)の促進～

高速大容量 機密性の高い 安価なネットワーク

クラウド

児童生徒の端末整備支援

○ 「1人1台端末」の實現

● 国公立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備

国・公立	1,022億円
国・公立	1,951億円
私立	1/2(上限4.5万円)

● 国公立の高等学校の児童生徒が使用するPC端末整備

国・公立	181億円
------	-------

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる装置に対応し、入出力支援装置の整備を支援

国・公立	11億円
私立	1/2

令和2年度第3次 4億円

学校ネットワーク環境の全校整備

○ 小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援

国・公立	1,296億円
私立	71億円

令和2年度第1次

学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化

○ 各学校からの回線を一貫してインターネット接続する方法をとっている自治体に対して、学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改めるための整備を支援

学校施設整備費交付金の内訳

国・公立	1/3
------	-----

GIGAスクールリポーターの配備

○ 急速な学校ICT化を進める自治体等のICT環境整備等の知見を有する者の配備経費を支援

国・公立	105億円
------	-------

令和2年度第1次

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

○ 家庭学習のための通信機器整備支援

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE通信環境（モバイルルーター）の整備を支援

国・公立	147億円
私立	21億円

令和2年度第3次

○ 学校からの遠隔学習機能の強化

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやり取りを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信設備の整備を支援

国・公立	6億円
------	-----

令和2年度第1次

○ オンライン学習システム（CBTシステム）の導入

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なオンライン学習システム（CBTシステム）の全国展開等

国・公立	1億円
私立	22億円

令和2年度第3次


肢体不自由者である児童生徒に対する教育

児童生徒の**身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。**

肢体不自由の児童生徒に対しては、

✓身体機能の状態や体調の変化などに応じて、意思の表出を補助し、他者との触れ合う機会を提供

➤ 補助具等の活用 <代替キーボード、キーガード、入出力支援機器>



キーボードやマウスの入力装置の代替

- 画面上に表示されるスクリーンキーボードなど文字入力を支援する機器など
- ジョイスティックやトラックボール、ボタン型のマウスなどマウス操作を支援する機器など
- 身体状況に応じ、機能の一部をスイッチで機能を支援する機器など
 - ・通常のスイッチ、音に反応する音センサー、光を遮ると動作する光センサー、曲げると動作する屈曲センサー、息を吹き込むことで動作する呼気センサーなど
- 支援する機器を利用しやすいように固定する支持機器などの周辺の機器など

➤ 表現活動の広がり <視線入力装置>



視線入力装置等を活用して、視線を動かすことで、文字や絵等をかくなど、表現活動を充実させることができる。

日本肢体不自由協会
第37回肢体不自由児・者の美術展「コンピュータアート」特賞作品

➤ 遠隔合同授業 <他者とのふれあい>



少人数集団での学びのデメリットを学校や地域を越えた遠隔合同授業による協働学習により、多様な考えや意見に触れ、自分の考えを確立していく効果が高める。

令和2年度文部科学省委託

「遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証」

遠隔教育システム活用ガイドブック第3版

https://www.mext.go.jp/content/20210601-mxt_jogai01-000010043_002.pdf



学習者用デジタル教科書普及促進事業 (詳細補足版)

令和4年度予算額	23億円
(前年度予算額)	22億円
令和4年度補正予算額	65億円

背景・課題

- ・GIGAスクール構想により1人1台端末環境が整備される中、ICTを最大限に活用しつつ、学習環境を改善し、学校教育の質を高めていくため、令和6年度までデジタル教科書の本格的な導入の最初の契機と捉え、その活用を一層推進する必要がある。
- ・教科書制度の見直しを含むデジタル教科書の今後の在り方については、教育上の効果や健康面への影響も含めた全国的な実証研究の成果等を踏まえつつ、更には財政負担も考慮しながら、今後詳細に検討する必要がある。(デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議第一次報告)
- ・骨太の方針や成長戦略において、デジタル教科書の普及促進や現行制度の在り方やデジタル教材との連携の検討が求められている。

児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減に資するよう、
学校現場におけるデジタル教科書の導入を促進

事業内容

① 学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業 **2,005百万円 (2,033百万円)**

- ・英語については、全ての小・中学校等を対象として、デジタル教科書(付属教材を含む)を提供し普及促進を図る。(特に効果の期待される特別な配慮が必要な児童生徒についても必要に応じた全員が利用できるようにする。)
- ・英語以外の教科については、約7割の小・中学校等を対象として、1教科分のデジタル教科書(付属教材を含む)を提供する。(特別な配慮が必要な児童生徒についても同様の対応とする。)
- ・令和3年度に生じた課題の改善状況や全国的な提供に当たって生じた新たな課題等について報告を求める。

(スキーム) 教科書発行者等に業務委託 ※上記内容は令和3年度補正予算と合わせて実施。

② 学習者用デジタル教科書のクラウド配信等の設計に関する検証事業 **111百万円 (116百万円)**

- ・令和3年度に引き続き、デジタル教科書のクラウド配信による円滑な導入・使用を担保するため、令和3年度補正予算と合わせて本格的な導入に当たって必要な学校における通信環境等を検証するとともに、学校現場での効率的なデータ管理の方法等を検討。
- (スキーム) 民間企業等1団体に業務委託

③ 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業 **93百万円 (65百万円)**

- ・令和3年度に引き続き、実証研究校での詳細な調査によるデジタル教科書の使用による効果・影響の検証と、①の事業と連携して全国でアンケート調査を実施。教師・児童生徒に対する多数のデータを基に、効果検証や傾向・課題等の分析を行う。
 - ・新たに、将来的な活用の在り方について、デジタル教材等との連携や学習ポータル等の活用も含めて分析。また、学力調査と連携したデジタル教科書の教育上の効果の分析の規模を拡充。
- (スキーム) 民間企業等1団体に業務委託

④ 学習者用デジタル教科書を活用した教師の指導力向上事業 **58百万円 (新規)**

- ・発達段階や教科等の特性に応じた、デジタル教科書を活用した効果的な指導法を研究・実践し、教師の研修等に資する発信を行う。
- (スキーム) 民間企業等1団体(全体統括)、大学・教育委員会等6団体に業務委託

⑤ デジタル化に対応した教科書制度の見直しに向けた調査研究事業 **57百万円 (新規)**

- ・教科書の検定・採択・供給の制度について、デジタル化に対応した見直しを行うための仕組みの調査・設計や調査支援
- (スキーム) 民間企業等1団体に業務委託

特別支援学校(肢体不自由)について(福岡県立福岡特別支援学校)

デジタル教科書、リフォー(読み上げ)機能、視線入力用モニター、デジタル教科書用モニター

コンピュータや視線入力装置、デジタル教科書等を効果的に組み合わせ、肢体不自由による困難さに応じて、支援機器等を活用し学習活動を展開している。

○ 支援機器等を組み合わせた活用

□ 仰向けでの姿勢を保持したまま、学習する必要があるため、モニターを2台活用している。

メインモニターには、学習プリント、サブモニターには、デジタル教科書を映し、視線入力装置で学習プリントに文字を入力したり、サブモニターを見ながら、単語や英文の用法を確認したりできるようにしている。

・ 外国語科のデジタル教科書を使った学習では、リフォー(読み上げ)機能を使用することで、単語と音韻との関係を理解できるようにしている。



【参考】季刊「特別支援教育」85号特集事例4より

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について

文部科学省では、特別支援学校用に視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導の教科書、知的障害者用の教科書を作成しております（文部科学省著作教科書（特別支援学校用））。平成29年4月の特別支援学校学習指導要領改訂を踏まえ、これらの教科書についても改訂を行ったところです。

小学校等に設置された特別支援学級においては、学校教育法第34条により、子供の障害の状態に合わせ、文部科学省著作教科書を使用することができます。

なお、文部科学省著作教科書を用いた指導に資するため、教科書で取り上げた題材や指導上のねらい等をまとめた解説等も発行されています。

※詳しくは教科書目録（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm）をご確認ください。

視覚障害者用教科書

視覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階で国語・社会・算数・理科・外国語・道徳の6教科、中学校段階では国語・社会・数学・理科・外国語・道徳の6教科の点字教科書があります。



聴覚障害者用教科書

聴覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階・中学校段階を対象として、言語指導に関する教科書が作成されており、約20年ぶりに改訂されました。聴覚障害の特性を踏まえ、国語の学習をする際には、よりきめ細やかな配慮が必要なことから、検定教科書と併せて使用されています。



知的障害者用教科書

知的障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階及び中学校段階の国語、算数・数学、音楽の教科書があります。各教科書は、特別支援学校学習指導要領における知的障害の各教科に示している内容と段階に対応して作成されており、学年別ではなく児童生徒の障害の状態等に応じて適切なものが使用されています。

（小学部1段階は☆☆、2段階は☆☆☆、3段階は☆☆☆☆、
中学部1段階は☆☆☆☆、中学部2段階は☆☆☆☆☆☆）



文部科学省委託事業

令和3年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」

重度重複障害者児者等の 生涯学習に関する実態調査 【結果概要】

調査実施概要

(1) 調査目的

- 平成26年の「障害者の権利に関する条約」批准、平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発し、共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務となっている。しかし、重度重複障害児者、医療的ケア児者、重度肢体不自由児者等（以下、「**重度重複障害児者等**」）は、社会資源の地域間格差もあり、特に学校卒業後の生涯学習の機会の不足が指摘されている。重度重複障害児者に特化したニーズの把握や全国的な事例収集は十分になされていないことから、取組の推進に当たっては、本人・家族の生活環境等を踏まえたニーズと主体的な学びにつながる多様な取組・課題の把握が必要である
- このような背景を踏まえ、本事業では、今後の施策検討に向けた基礎的情報を収集するため、重度重複障害児者等の生涯学習ニーズ、課題、取組事例等の実態を把握し、整理することを目的として調査を実施した。得られた調査結果は専門的観点から検証・分析を行い、事例集を作成し普及啓発を図るとともに、生涯学習ニーズや実施の阻害要因、今後の学習機会提供のあり方等を整理した

(2) 調査方法

<障害児者・家族を対象とする調査>		<生涯学習提供団体等を対象とする調査>																					
<ul style="list-style-type: none"> ■ 重度重複障害児者の生涯学習の取組状況、課題、ニーズ、必要な支援等の実態把握を目的として、アンケートによる定量的調査（卒業前／卒業後の2種類）とヒアリングによる定性調査を実施した ■ アンケート調査 <table border="1"> <tr> <td>調査対象</td> <td>重症心身障害児者、重度肢体不自由児者、医療的ケア児者 ※卒業前：特別支援学校の重複障害学部二在学している卒業生（高学年3年生）の方</td> </tr> <tr> <td>調査手法</td> <td>卒業前：本人・家族を回答者として、WEBで調査を実施 卒業後：本人・家族を回答者として、WEB・調査紙（紙）で調査を実施</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>卒業前：令和4年1月11日～令和4年2月11日 卒業後：令和4年1月11日～令和4年2月7日（WEB）/2月8日（紙）</td> </tr> <tr> <td>有効回収数</td> <td>卒業前：157件 卒業後：724件</td> </tr> </table> ■ ヒアリング調査 <table border="1"> <tr> <td>調査対象</td> <td>アンケート調査に回答した障害者・家族のうち、生涯学習に取り組んでいる5世帯</td> </tr> <tr> <td>調査手法</td> <td>WEBによるヒアリング</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>令和4年2月～令和4年3月</td> </tr> </table> 		調査対象	重症心身障害児者、重度肢体不自由児者、医療的ケア児者 ※卒業前：特別支援学校の重複障害学部二在学している卒業生（高学年3年生）の方	調査手法	卒業前：本人・家族を回答者として、WEBで調査を実施 卒業後：本人・家族を回答者として、WEB・調査紙（紙）で調査を実施	実施期間	卒業前：令和4年1月11日～令和4年2月11日 卒業後：令和4年1月11日～令和4年2月7日（WEB）/2月8日（紙）	有効回収数	卒業前：157件 卒業後：724件	調査対象	アンケート調査に回答した障害者・家族のうち、生涯学習に取り組んでいる5世帯	調査手法	WEBによるヒアリング	実施期間	令和4年2月～令和4年3月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 重度重複障害児者等に生涯学習機会を提供する団体について、提供の経緯や、提供体制・プログラム内容等の実態把握を目的として、ヒアリングを実施 <table border="1"> <tr> <td>調査対象</td> <td>重度重複障害児者等に生涯学習機会を提供する10団体</td> </tr> <tr> <td>調査手法</td> <td>WEB・対面によるヒアリング</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>令和4年1月～令和4年2月</td> </tr> </table> <有識者ヒアリング> <ul style="list-style-type: none"> ■ 調査実施にあたり、教育・福祉分野の有識者等5名をアドバイザーとして、2回のヒアリングを行い専門的観点から助言を得た <事例集の作成> <ul style="list-style-type: none"> ■ 重度重複障害児者等の生涯学習に関する普及啓発を目的として、調査結果をもとに、重度重複障害児者の現状、学習ニーズ、実際の取組事例を紹介する事例集を作成した 		調査対象	重度重複障害児者等に生涯学習機会を提供する10団体	調査手法	WEB・対面によるヒアリング	実施期間	令和4年1月～令和4年2月
調査対象	重症心身障害児者、重度肢体不自由児者、医療的ケア児者 ※卒業前：特別支援学校の重複障害学部二在学している卒業生（高学年3年生）の方																						
調査手法	卒業前：本人・家族を回答者として、WEBで調査を実施 卒業後：本人・家族を回答者として、WEB・調査紙（紙）で調査を実施																						
実施期間	卒業前：令和4年1月11日～令和4年2月11日 卒業後：令和4年1月11日～令和4年2月7日（WEB）/2月8日（紙）																						
有効回収数	卒業前：157件 卒業後：724件																						
調査対象	アンケート調査に回答した障害者・家族のうち、生涯学習に取り組んでいる5世帯																						
調査手法	WEBによるヒアリング																						
実施期間	令和4年2月～令和4年3月																						
調査対象	重度重複障害児者等に生涯学習機会を提供する10団体																						
調査手法	WEB・対面によるヒアリング																						
実施期間	令和4年1月～令和4年2月																						

2. 生涯学習提供団体等を対象とする調査

ヒアリング調査で得られた示唆③（在学中から卒業後のシームレスな学びに向けた課題）

生涯学習への理解	本人・家族への情報提供、場のアクセスへの支援
<ul style="list-style-type: none"> ■ 重度重複障害児者の生涯学習の充実に向けては、本人の生活を支える家族や支援者の理解、さらには、学びの場の拡大に向けた社会全体の理解が必要 ■ 社会全体、行政、家族、特別支援学校、障害福祉サービス事業所等が、生涯学習への理解を深め、個々の活動を支援する必要がある <p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の方の目も課題に感じている。障害の有無にかかわらず同じ美術館利用者、という感覚が広まった世の中にならないと、訪問しづらいと思う ・ 現在は、教育関係部局に障害者の生涯学習の話をすると「それは福祉関係だ」、福祉関係部局に話をすると「それは教育関係だ」と言われ、たまたま近い状況にある / 等 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本人・家族は生涯学習に関する情報へのアクセスに課題があるため、一元的な情報提供やマッチング・調整機能を果たす存在が必要 ■ 社会教育施設等の学びの場へアクセスするには、ハード・ソフトの両面での支援が必要であるがある <p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い情報を持ち、障害特性と生涯学習ニーズに応じて、適切な場所・機会を紹介してくれる生涯学習コーディネーターのような人がいるとよい ・ 市民センター等の一般的な講座に参加するためには、現状、親が同行しなければ参加できない。制度上、重度訪問介護でイベントに参加することはできるが、実際にその地域にいる医療的ケアを実施できるヘルパーに長時間対応してもらえないかどうかはわからない / 等 </p>
教育と福祉の連携	生涯学習提供団体への支援
<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校、生涯学習提供団体、障害福祉サービス事業所間の連携が十分でないと感じる団体は多い。卒業前後で、継続的な学びに活かせる情報提供や連携が必要 <p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 在学中の現場実習でも、進路決定後の移行支援会議でも、特別支援学校からの引継ぎでは、生活レベルの情報提供が多い。今後は、学校の教育を引き継ぐという観点で、在学中に実施できていること、生活介護での実施が期待されることの引継ぎがあるといいのでは / 等 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生涯学習を提供する団体は事業運営のため、障害福祉サービス事業所や医療機関等は講師の招致やツール購入のための資金不足が課題 ■ 各主体が生涯学習に取り組むためには、ノウハウ、取組例等の情報、外部の団体や講師等との情報が不足しており、情報提供や団体・講師との連携を調整する機能が必要となっている <p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 来年度までは県の補助金があるが、それ以降は財政的な支援がなくなってしまう。交通費や教材費が学習支援員の持ち出しになってしまうと、活動が続かないと思う ・ そもそも生涯学習等を行っている団体の情報が得られないため、情報提供があるとよい / 等 </p>

3. まとめ

生涯学習の取組状況と課題

① ニーズに対応可能な多様な取組・支援

■多様な主体・取組の確保

- ▶ 卒業後、生涯学習に取り組んでいる人は半数以下であり、卒業前後で学びの機会が大きく減少している。意欲が低下ながらも、情報、学習環境の不足で生涯学習に取り組めていない実態がある
- ▶ 生活介護事業所等で多様な取組が行われており、障害福祉サービスが生涯学習に果たす役割は大きい。一方、障害福祉サービス以外の場で、他者と交流しながら、本人の意向に沿った幅広い活動（学校で学んだ内容の学び直し、文化芸術活動、スポーツ、日常生活や社会生活に必要な知識・スキル、仲間づくり等）への取り組みニーズも高い

- 障害福祉サービス：学習に関する情報、予算、人材の観点から多様なニーズへの対応は難しい。活動の充実のために、限られた人身体制で負担なく取り組める情報提供（学びを意欲した日中活動のノウハウ、既存のオンラインコンテンツを活用した学びの方法など）や資金面での支援が必要である
- その他の資源：生涯学習の提供団体は訪問・遠隔/集めて様々なプログラムが提供されているが、資金や人材、障害福祉サービスとの連携に課題を抱える。資金面での援助、連携可能な講座・企業等の情報提供、団体の取組を周知するサポート等が必要である

■本人の意思やライフステージ・発達段階に応じた取組

- ▶ 学びの場へアクセスには、ハード面（医療的ケアが必要な人の移動方法、トイレ環境、医療的ケアへの対応スペース等）、ソフト面（学びの場を利用する際のサポート等）で課題がある
- ▶ 取組の際に増時費の付添いが必要なこと、親の高齢化に伴う負担の増加も課題であり、社会教育施設や生涯学習サービスの利用時に、障害福祉サービスを併用可能とするなど制度間の調整が必要である

② 本人・支援者に対する生涯学習情報、相談先の不足

- ▶ 生涯学習について情報収集を行った家庭のうち、卒業前の約3割、卒業後の約2割が、情報の入手ができていない。また、関心はあっても、方法が分からないこと、時間的な余裕がないことを理由に情報収集を行っていない人がいた。地域で学びの情報が集約化され、障害者、障害福祉サービス事業所など、誰もが、短時間で効率よく情報を得られる環境整備が必要である
- ▶ 生涯学習の相談支援を担う専門職や機関が定まっておらず、卒業後、生涯学習について相談できる人物・機関がない人が約2割いた。情報提供の面からも相談支援機関は重要であり、障害特性とニーズに応じて、適切な場所・機会を紹介する生涯学習のコーディネーターが必要である

③ 特別支援学校と卒業後にかかわる団体・機関等との連携

- ▶ 生涯学習への意欲は卒業直後の20歳未満で約6割と高く、高齢になるほど低下する傾向が見られる。学校と卒業後にかかわる団体・機関等が積極的に情報共有することで、若い年代から学習に取り組む、学びへの意欲を低下させることなく壮年期に向かうことが期待される
- ▶ 卒業後にかかわる団体・機関等が、学びの継続を意欲できるよう、学校が、日中活動での生涯学習に活かせる情報を共有すること（例：嗜好、興味/苦手、学習意欲、学習環境、意思の伝達手段等）が必要である。卒業前に、本人・家族に地域の生涯学習活動を紹介し、在学中に団体へ繋ぐ取組も有効である

④ 生涯学習に対する普及啓発

- ▶ 本人も支援者も、重度重複障害者等の生涯学習を具体的にイメージできていない場合があり、本人、家族、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所職員等に、生涯学習の意義や取組内容について普及啓発を行うことが重要である
- ▶ 社会教育施設等の利用時に、周囲の視線が気になるという声がある。社会全体が障害者の生涯学習、共生社会について理解を深める取組も必要である

肢体不自由教育実践授業カシリーズNo.9

肢体不自由教育校長会編著



季刊誌 特別支援教育

令和4年夏 第86号
発行日：年4回刊行 3・6・9・12月
第86号価格：900円(税込み)

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携



- 【特集】**
切れ目ない支援の充実 —早期からの相談・支援の取組—
- 障害種別の相談・支援
 - 就学相談や就学移行支援の充実に向けた取組
 - 教育センター等における相談支援体制づくり

巻頭言 夢に続く足跡
北京パラリンピックアルペンスキー競技メダリスト 森井大輝氏
○連載「我が校のキャリアラム・マネジメント」
○子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/
教育委員会の取組/施策だより

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読もすることができます。
- ◆東洋館出版社
年間定期購読を受け付けております。
TEL 03-3823-9206
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆インターネットからも購入することができます。

